

**(独)年金・健康保険福祉施設整理機構(H26.4以降(独)地域  
医療機能推進機構)の組織・業務の見直し当初案について**

平成25年9月26日  
厚生労働省

## 1. 法律の趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）を年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

## 2. 改組法人の概要

### (1) 目的

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。

### (2) 業務

病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

### (3) 病院等の譲渡

病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる（この場合においては、地元地方自治体の意見を聴取）。

※緊急の必要がある場合を除き、業務の財源に充てるための交付金は交付されない。

## 3. その他

- 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は、公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日。※政令で平成26年4月1日と規定。

## 年金・健康保険福祉施設整理機構

### <目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

### <業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

### <役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員23名（H25. 7時点）

改組

## 地域医療機能推進機構

### <目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

### <業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等

病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

### <役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後（推計）

## 事務・事業の見直し当初案について

地域において必要とされる医療・介護機能の確保を図るという機構の目的を果たすため、以下のような方針で事業を実施。

### 【見直し当初案のポイント】

- 各病院及び老健施設の強みを活かして全国規模のグループとして「急性期医療～回復期リハビリ～介護」を含むシームレスなサービスを提供し、地域医療・介護の確保に取り組む。
  - ・ 地域での取組が十分でない分野について積極的に補完
  - ・ 地域医療支援機能の体制整備（地域の医療機関との連携、地域の医療従事者に対する教育、地域医療に係る情報発信等）
  - ・ 5事業（救急事業、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）やリハビリテーションの実施
  
- 約半数の病院に老健施設が附属しているという特色を踏まえて、複合的なサービスが一体的に提供される拠点として地域包括ケアの推進に取り組む。

## 組織・運営の見直し当初案について

これまで運営を委託していた病院等について、来年4月以降は（独）地域医療機能推進機構（現（独）年金・健康保険福祉施設整理機構）が直営することになる。これに伴い、全国規模の病院グループとして、透明性・説明責任を確保しつつ、スケールメリットを活かした組織・運営を実現していく。

### 【見直し当初案のポイント】

- 機構の病院間で人事異動を行うなど、法人内で適切な人員配置を実現。
- 経営指導など病院運営について、機構本部が積極的に関与。
- 職員の適正配置、共同入札の実施等により、効率的な運営を実施。